

# 大阪市障がい者社会参加促進事業業務委託仕様書

## 1 業務委託名称

大阪市障がい者社会参加促進事業業務委託（長期継続）

## 2 目的

大阪市障がい者社会参加促進事業業務委託の目的は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「総合支援法」という。）第 77 条の規定に基づく地域生活支援事業のうち、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業及び任意事業の社会参加支援事業を、大阪市障がい者支援計画の方針に沿って実施することである。

具体的な事業の内容としては、障がい及び障がい者の理解・啓発活動や、障がい者の自発的活動の支援、また、障がい者の芸術・文化活動、スポーツ活動、野外活動及び社会見学等への参加を通じて、大阪市内に居住する障がい者の社会参加意欲を高め、社会参加の機会の確保とその促進を図ることにある。

今般、受託者が持つ障がいや障がい者に対する正しい理解と啓発能力及び障がい者が社会参加していくうえで効果的な業務を実施できる専門的な知識とノウハウを活用し、本事業の目的を達成するため、本仕様書のとおり実施するものである。

## 3 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

## 4 履行場所

本業務を遂行するにあたり、業務運営事務所を本市内の住民の利便性に配慮し、アクセスしやすい場所に設置するとともに電話、FAX 及びパソコンを備えること。なお、設置等に要する経費は、受託者の負担とする。また、本業務を実施する会場及びその他必要な機器等（以下「会場等」という）については受託者において確保し、会場等にかかる経費については委託料に含まれるものとする。

## 5 業務内容

委託業務については、厚生労働省が定める「地域生活支援事業実施要綱」に従い、（1）理解促進研修・啓発事業、（2）自発的活動支援事業及び（3）任意事業の社会参加支援事業の 3 つの事業を実施する。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者の社会参加の機会の確保とその促進を図るために、広く障がいや障がい者の理解を促進するための研修や啓発活動を行う

ア 障がい者週間（障害者基本法において「国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。」と定められたもの。以下同じ。）での啓発業務（企画、開催、報告等の一連の業務）

イ 年間を通じて障がい及び障がい者に関わる啓発情報誌の企画、作成、配布業務（音声版、点字版資料の発行を含む）

ウ 理解・啓発講演会等の開催業務（企画、周知、受付、募集、開催、報告等の一連の業務）

- エ 地域住民が交流する場を活用した広報・啓発活動
- オ 様々な場面で使用できる啓発グッズの作成

(2) 自発的活動支援業務

地域において障がい者やその家族が交流し、情報交換できる場をコーディネートし、親睦を深め、助け合えるネットワークづくりを支援する。

(3) 社会参加支援業務

「地域生活支援事業実施要綱」における社会参加支援事業の中の「レクリエーション活動等支援事業」と「芸術文化活動振興事業」を行う。

障がい者が、芸術・文化活動、スポーツ活動、野外活動及び社会見学等へ参加することで社会への参加意欲を高め、自立と円滑な社会参加を促進していく。

- ア 野外活動や社会見学の機会の提供
- イ スポーツ活動の機会の提供
- ウ 芸術・文化活動の機会の提供
- エ 芸術・文化活動における作品を発表する場の提供
- オ アからエにかかる企画、広報、受付、募集、開催、報告等の一連の業務

(4) 各業務の実施についての留意事項

ア 理解促進研修・啓発業務

(ア) 障がい者週間での啓発業務について

- ・障がい者週間を利用し、市民及び市内の事業者（以下、市民等）を対象とし障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発活動を実施する。
- ・活動の企画、開催、本市への報告等の一連の業務を実施するものとする。
- ・市民等を対象とした啓発活動であり、単に啓発ビラ等施設への配架やホームページの設置など、受け身的な啓発ではなく、市民等に対し啓発物の配布や音声などを利用するなど適切な媒体により直接的に働きかけを行い、印象的、効果的な啓発活動を行うこと。
- ・上記のほか、各区における啓発活動を行うこと。

(イ) 啓発情報誌等の作成業務（音声版、点字版資料の発行を含む）について

- ・啓発情報誌の作成にあたっては、年間を通じて発行し継続的なものとする。  
（概ね2か月に1回以上）
- ・内容については、特定の者だけが理解できる内容は避け、障がいや障がい者に関する啓発及び障がい者の社会参加に必要な情報について掲載することを目的とし、企画、作成、配布といった一連の業務を実施すること。
- ・既存の広報誌や機関誌を用いて実施することは差し支えないものとするが、本委託業務で実施している広報についての欄が明確に区別できるようにし、作成前に、本市と協議を行うこと。
- ・視覚障がい者に配慮した音声版、点字版資料の発行も同様に行うこと。

(ウ) 理解促進のための研修・啓発講演会等の開催業務について

- ・理解・啓発講演会等の開催にあたっては、その企画、市民等への周知、参加者の集約、受付、開催、本市への報告等の一連の業務を行うこと。
- ・講演会は、市民等 300 人程度を対象に、広く市民等への周知を行い参加者を募る規模の研修を年間 1 回以上実施し、市民等 50～100 人程度を対象に、数区程度の範囲で周知

を行い参加者を募る規模の研修を年間5回以上実施すること。講演会の時間は、1回あたり2時間程度とする。

- ・講演会の講師については、障がいや障がい者に関する知識が豊富な人材により実施すること。
- ・講演会については、講師による講演といった形式にとらわれることなく、パネルディスカッションや映像の放映等、工夫を凝らして実施すること。

(エ) 地域住民が交流する場を活用した広報・啓発活動について

- ・地域住民が交流する場を活用した広報・啓発活動については、各区で実施すること。
- ・「地域住民が交流する場」とは例年実施されている、「区民まつり」や「区社協文化祭」といった、各区において開催されており、一定の認知度があると認められる機会のことを想定している。
- ・「区民まつり」または「区社協文化祭」以外の機会において実施することは差し支えないが、その場合はどのような機会を「地域住民が交流する場」とするかを事前に本市に申し出、本市の承認を得ること。

(オ) 様々な場面で使用できる啓発グッズの作成について

- ・(ア)～(エ)の実施場所において使用できる広報・啓発グッズを作成すること。
- ・作成する広報グッズについては、作成前に本市と受注者協議の上、受注者は本市の承認を得ること。
- ・啓発グッズは4,800個以上作成すること。

イ 自発的活動支援業務

(ア) 次のいずれかの目的に沿った交流会を、各区において年1回以上開催すること。

- ・障がい者及び家族が集まって交流し、課題を共有し相談し合える機会を作る。
- ・障がい者及び家族と支援者が交流し、課題を相談できる機会を作る。

(イ) 交流会の定員は20名以上の規模で実施すること

ウ 社会参加促進業務

(ア) 野外活動や社会見学の機会の提供について

- ・野外活動や社会見学の機会の提供は、実施場所の確保、活動の企画、市民等への広報、実施にかかる受付、参加者の募集、活動の開催、本市への報告等の一連の業務を行う。
- ・野外活動や社会見学の実施にあたっては車椅子を利用する重度の身体障がい者といった移動に一定の支援が必要な障がい者等であっても参加できるよう配慮すること。
- ・野外活動や社会見学の内容は、より多くの障がい者が参加できるよう効果的な方法により実施していくこと。提案内容によっては、本市と協議のうえ、本市の指示に従った方法で実施すること。
- ・野外活動や社会見学については、年間24回以上実施すること。
- ・野外活動や社会見学の実施にあたっては、障がい者の障がいの特性に応じて円滑に行われるよう必要な配慮を行うものとする。

(イ) スポーツ活動の機会の提供

- ・スポーツ活動の実施は、実施場所の確保、活動の企画、市民等への広報、実施にかかる受付、参加者の募集、活動の開催、本市への報告等の一連の業務を行う。
- ・同活動の実施にあたっては、障がい者の障がいの特性に応じて円滑に行われるよう必要な配慮を行うものとする。
- ・スポーツ大会等の開催にあたっては、障がいの特性に応じて競技の種目や競技の

方法について配慮すること。

- ・スポーツ活動の機会の提供は、合計で年間5回以上実施すること。実施にあたっては、市域単位、地域単位のどちらで行っても差し支えない。

(ウ) 芸術・文化活動の機会の提供について

- ・芸術・文化活動の実施は、実施場所の確保、活動の企画、市民等への広報、実施にかかる受付、参加者の募集、活動の開催、本市への報告等の一連の業務を行う。
- ・芸術・文化活動の機会の提供については、市域や区域での障がい者が芸術・文化活動を行うことを支援するとともに、積極的な参加を促すものとする。
- ・同活動内容は、参加状況を踏まえながら、より参加者が増加するよう効果的な方法により実施していくこと。提案内容によっては、本市と協議のうえ変更等を認める。
- ・同活動の実施にあたっては、障がい者の障がいの特性に応じて円滑に行われるよう必要な配慮を行うものとする。

(エ) 芸術・文化活動における作品を発表する場の提供について

- ・(ウ)で実施した芸術・文化活動やその他の障がい者の芸術・文化活動に関して発表・展示する機会を設ける。
- ・発表・展示する機会は各区において実施すること。

(オ) (ア)から(エ)にかかる企画、広報、受付、募集、開催、報告等の一連の業務について

- ・各関係法令等の遵守、事故の防止及び利用者の安全確保のための十分な措置を行うこと。
- ・事故に関する一切の責任及び発生する費用の負担は受託者が負うこと。

エ 全業務共通

- ・全ての業務の実施にあたっての共通の目的の一つとしては、障がい者の自発的な活動を支援することであるので、業務の実施にあたってはその点に留意すること。
- ・実施に際しては、あらゆる世代に情報が届くよう発信媒体を工夫するとともに、効果的な内容とすること。
- ・全ての業務の実施にあたって、利用者から費用の徴収は行わないこと。  
ただし、事業実施にあたって実費が発生する場合はこの限りではない。  
(例) 社会見学で訪問した施設に入場料が必要であったため、参加者から徴収等
- ・業務の実施にあたっては、国の地域生活支援事業実施要綱および大阪市障がい者支援計画の内容に基づいて実施すること。
- ・業務運営事務所の開所時間は、月曜日～金曜日（祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く）9時～午後5時30分（※この時間帯開所しなければならない。）  
なお、時間外や休日（土日・祝日）についても、緊急時に連絡が取れる体制を整備すること。
- ・芸術文化活動、スポーツ大会、野外活動及び社会見学の開催日程については、多数の市民等の参加を求める意味から時間外、休日（土日・祝日）の開催となることは差し支えない。

## 6 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- (2) 仕様書に定めのない事項については本市と受託者が協議の上、定めるものとする。

## 7 実施報告について

毎年度の業務終了後、事業実施にかかる実績報告書を翌年度4月15日までに本市に提出するこ

と。

業務実施後における本市への報告は、場所、日時、参加人数、実施状況等が分かる写真等をもって報告すること。

## 8 その他

### (1) 個人情報保護について

本委託業務は、個人情報を取り扱っているため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受託者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- ・本委託業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- ・本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- ・本委託業務の受託者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について禁止すること。
- ・必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。

### (2) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例関係

本契約の履行に際して、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）の趣旨を踏まえ、別紙「特記仕様書」を遵守すること。

### (3) 大阪市暴力団排除条例関係

本契約の履行に際して、「大阪市暴力団排除条例」（平成 23 年大阪市条例第 10 号）に基づく「特記仕様書」を遵守すること。

### (4) 人権問題研修について

受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。実施後速やかに「人権問題研修実施報告書」を提出すること。

### (5) 苦情処理体制の整備

苦情処理にあたっては対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。

### (6) 再委託について

ア 本業務委託契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断

(イ) 「5 業務内容」。ただし、広報や啓発に関するグッズの作成及び各種業務における周知、受付、募集業務を除く。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、前項ア、イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確に

しておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(7) 公正・中立性の確保

業務の遂行にあたっては公正・中立性を確保しなければならない。

(8) 職員の資質の向上

受託者は、障がい者や業務関係者から信頼されるよう、常に職員の資質向上に努めること。

(9) 次期受託者への業務の引き継ぎ

受託期間等の終了に伴い、次期受託者が決定した場合は、次期業務に支障が生じないよう速やかに次期受託者と連絡を取り、本業務の引き継ぎを行うこと。

(10) 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。実施後、速やかに「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」を提出すること。